

御岳ゴルフ&リゾート太陽光発電所

発電事業計画提案書

株式会社日伸

日中通商株式会社

(株式会社日伸グループ子会社)

2020年10月16日

発電事業の概要-会社概要・事業体系

〈株式会社日伸グループ〉

東京都品川区大井1-25-1

代表取締役 山下 健伸

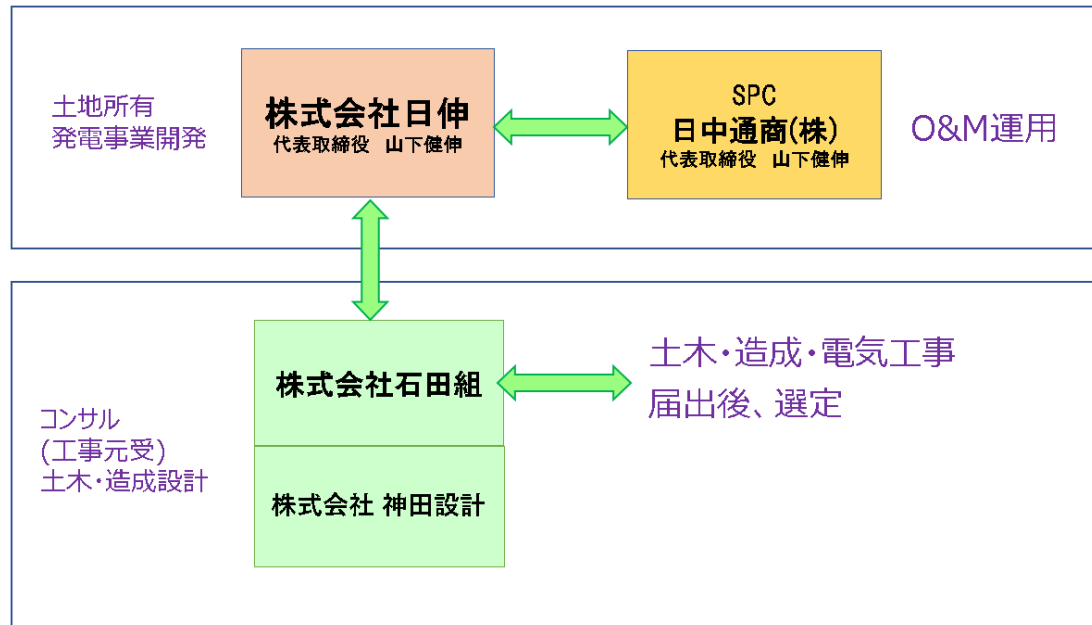
業務内容

太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー
発電所の開発・運営、不動産事業(賃貸)、
福祉関連事業、貿易事業

〈所有している国内の太陽光発電所〉

- ・茨城県桜川 1,500kW
- ・茨城県鹿嶋 600kW
- ・群馬県川場村 500kW
- ・千葉県東金市 1,500kW
- ・他開発案件多数

※別紙：日伸保有発電所



発電事業の概要-事業用地・位置図

- 所在地

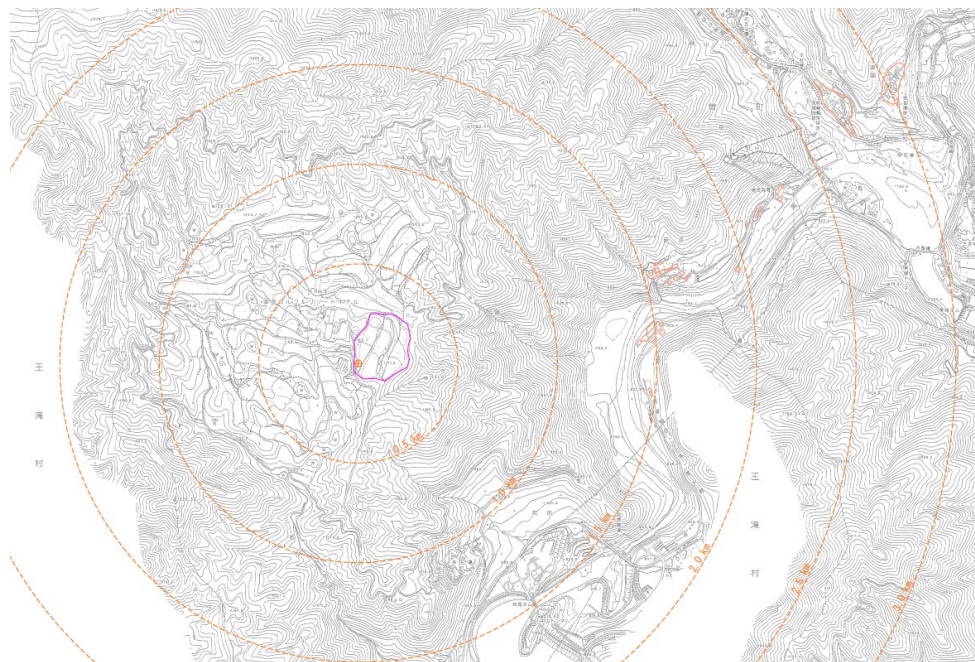
長野県木曾郡木曾町三岳
8222-30

- 敷地面積
76,172m²

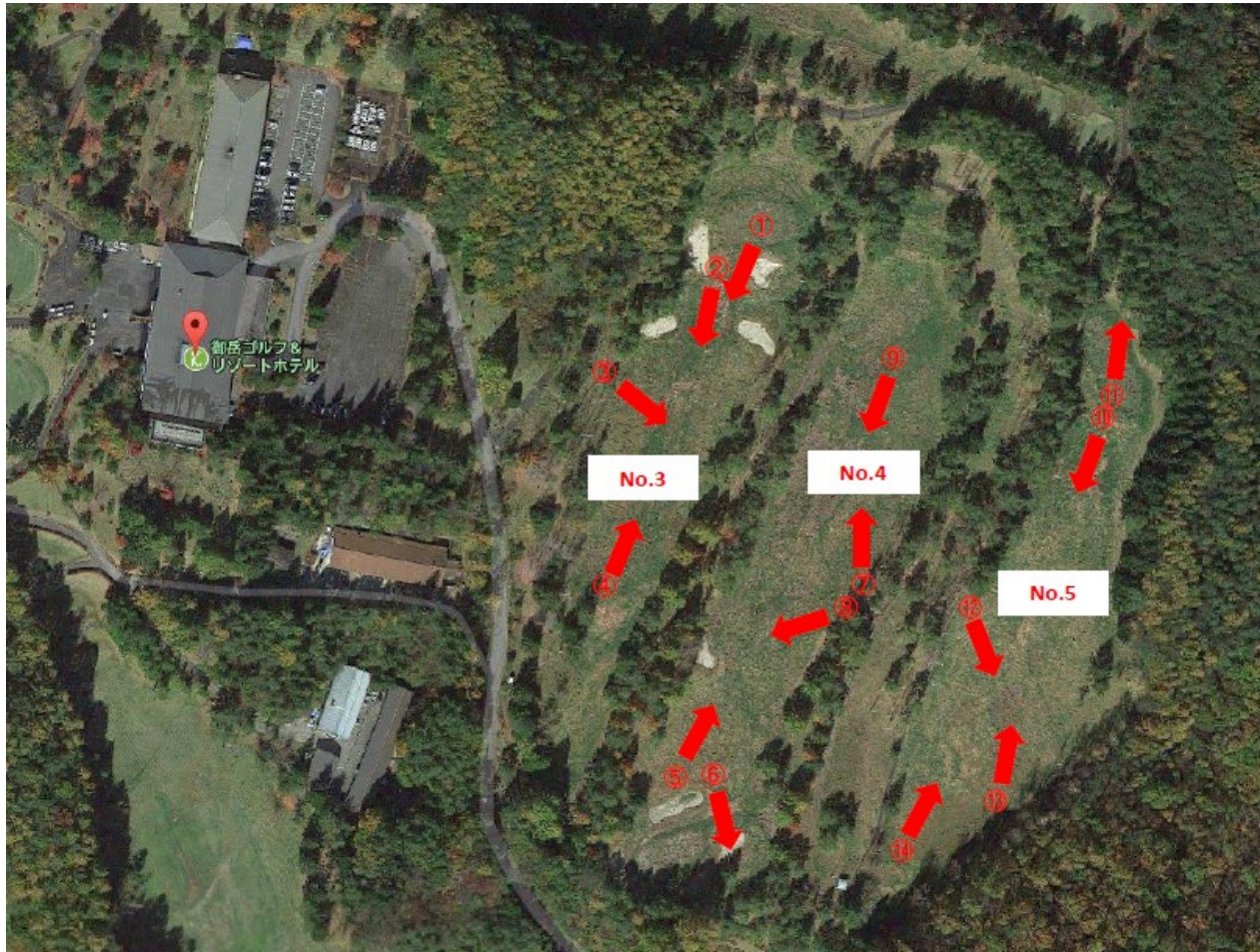
- 地目
雑種地

- 契約形態
所有権
(株式会社日伸の所有)

※敷地の地目は雑種地となっており、
森林計画上の森林にはあたりません。



発電事業の概要-事業用地・写真1



発電事業の概要-事業用地・写真2

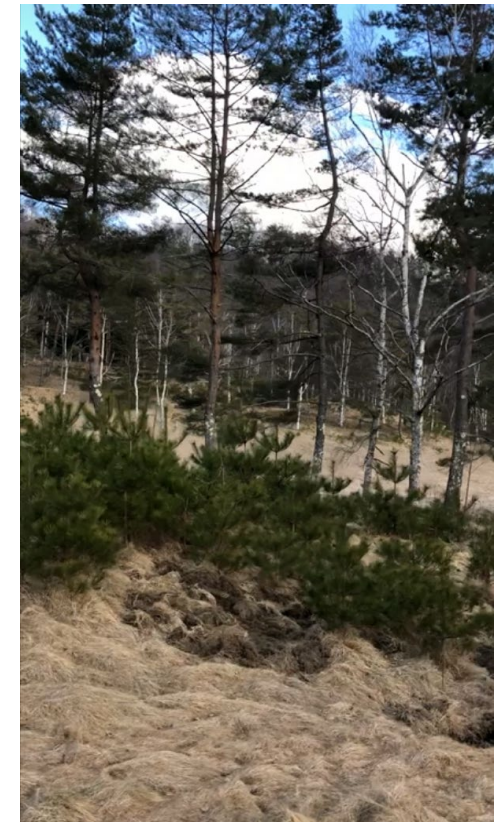


発電事業の概要-事業用地・写真3



発電事業の概要-事業用地・写真4

2019年4月時点での樹木の状況



発電事業の概要-発電設備について

再生可能エネルギー設備の種類

太陽光発電設備

経済産業省

発電設備認定日 平成26年3月31日

設備ID: AE07463C20

発電出力、年間発電電力量

計画発電出力 1,250KW

想定年間発電電力量
1,546,990kWh

(一般家庭約325軒分の発電量)

発電事業の期間

売電開始後20年間

(但し、延長の可能性あり)

経済産業省

25 関エネ再設第 7806 号
平成 26 年 3 月 31 日

代表取締役 山下 健伸 殿

経済産業大臣 茂木 敏夫

再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)

平成 26 年 2 月 18 日 付で提出があった標記申請については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、通知する。

記

発電設備区分	A: 太陽光発電設備 (10kW以上)
設備名称	木曾御岳ゴルフクラブ太陽光発電所
設備所在地	長野県木曾郡木曾山岳 8222 番 1 他 16 筆
発電事業者名	
設備ID	AE07463C20
発電出力	1250.0kW
認定日	平成26年3月31日
備考	運転開始後1ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を認定を受けた各地方経済産業局へ提出すること。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点ご留意下さい。 ※「地方税法第七十二条の四に規定する法人」の該当の有無 無

4290

発電事業の概要

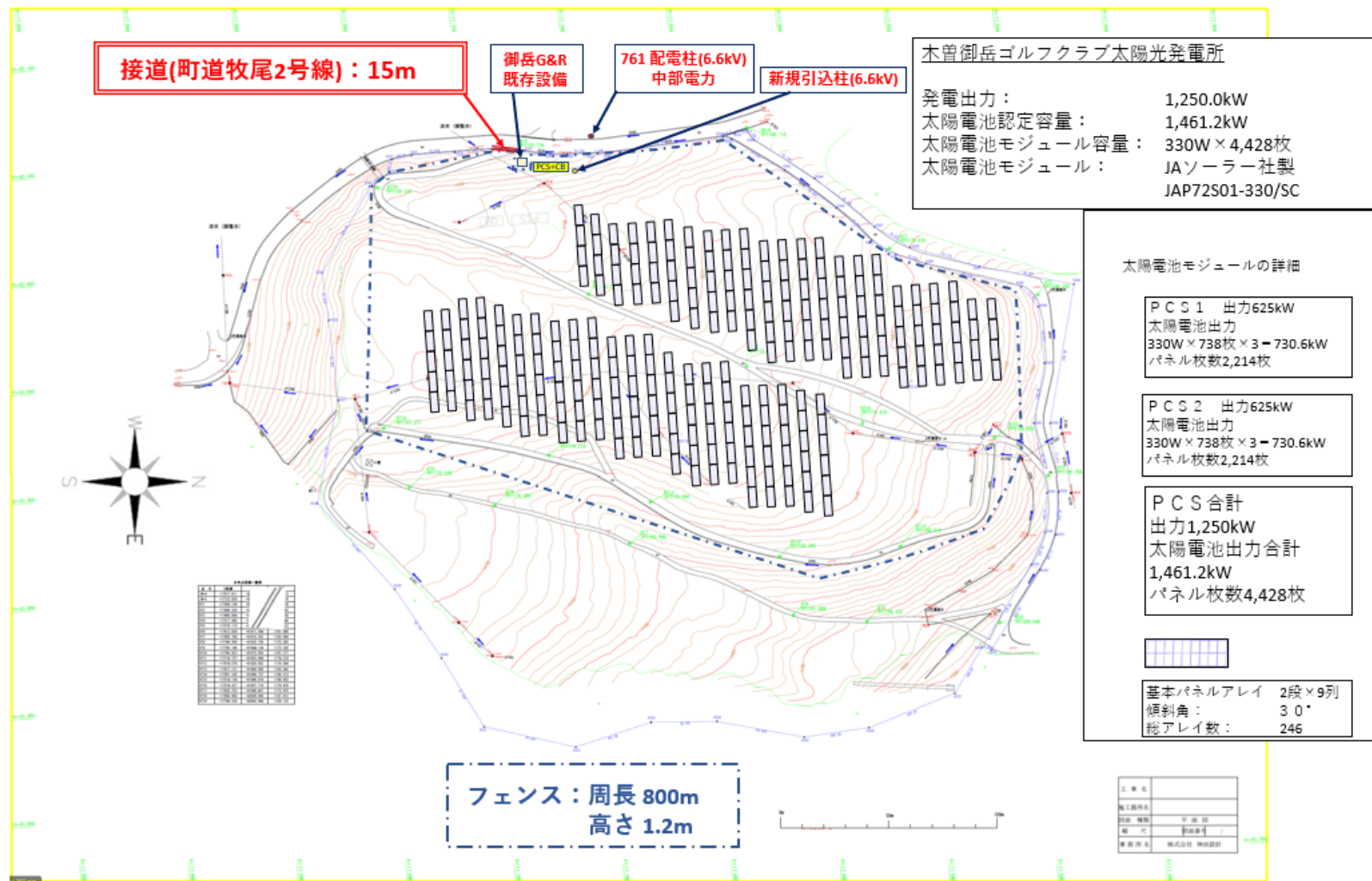
建設スケジュール案

- ・ 発電所建設工事 3～4 カ月
- ・ 中部電力の連系工事 1～2 カ月(発電所建設工事と並行※下記工程表では調査期間含む)

項目	内容	予定期間	2020年										2021年				
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
発電所建設工事	伐採、植樹	2週間															
	整地、小堤工の設置	2週間															
	架台設置、パネル設置	8週間															
	パワーコンディショナー基礎工事 設置工事	1週間															
	敷地内電柱設置工事 フェンス、防犯カメラ設置工事	2週間															
中部電力連系工事	既設電柱から敷地内電柱への連系 ※連系工事自体は数日ですが、調達期間を考慮 (調達期間を含む)	3ヶ月															

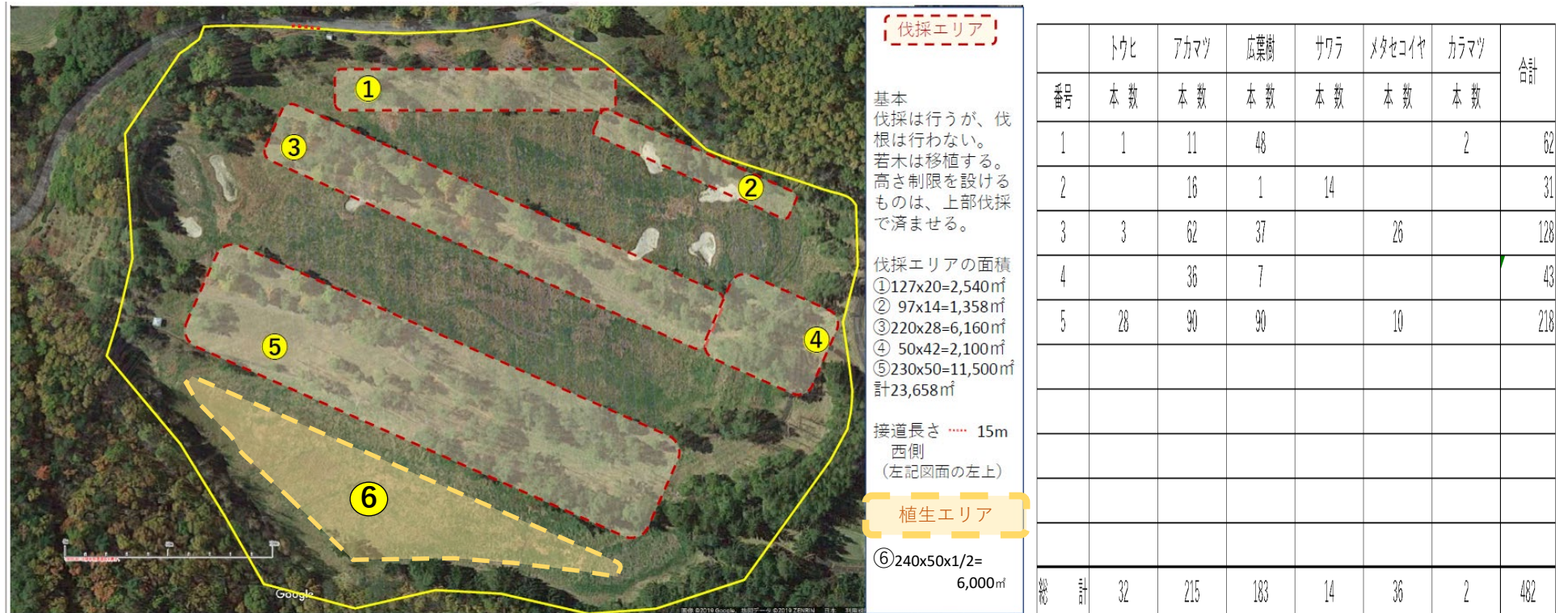
予備期間

発電事業の概要 パネルレイアウト案



発電事業の概要

伐採・植栽予定について



6ヶ月ごとの草刈および樹木の剪定等の手入れ、植樹した樹木の生育調査、および枯れてしまった分の追加植樹を行います。
 また、伐採した樹木と同数・同種の植樹を植栽エリアに行います。
 (伐採、植栽予定の樹木の種類・本数は右の表の通り)
 ※日陰に影響を与えない樹木は可能な限り残すようにしますので本数は予定となります。

災害・環境対策について(1/7)

1. 雨水処理・対策について

- 計画地については、現状の更地状態でゴルフ場創業時から災害事故等の履歴はありませんでした。今回太陽光パネルの設置にあたり、県の林地開発許可基準の数字で、雨量の計算をしております。

(降雨強度50年確立)

また、雨の浸透がないという前提で計算の上、小堤工を設けることで、敷地内から流出する雨水を今までと同等未満に抑えられるよう設計を行っております。

調整池の構造・・・築堤による表面貯留

貯流量・・・・・・・・・2,581.6 m³

※別紙：排水施設能力照査

- 排水の流末はゴルフ場様、LOHAS様と合同での使用となり、三郎沢川に流れることとなります。

災害・環境対策について(2/7)

2. 風災への対策について

- 風災に関してはSS式(スウェーデン式サウンディング試験)の地質調査を既に行っており、十分な引き抜き強度を維持できるよう、地盤の状態に合わせて根固め等の施行を行い、JIS C 8955（2017年度版）、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドラインに則って施工致します。

※別紙：地盤調査報告書(抜粋)

3. 保険について

- 太陽光発電所は災害保険に加入致します。(資金調達の関係上、確実に加入します。また、補償内容を町役場、地元協議会に共有致します。)従って万が一災害が起きた際でも発電所は放置されずに、現状復帰されます。
- 補償内容は「落雷、水災、風災、雹災害、火災、敷地内事故等」多岐におよびます。

災害・環境対策について(3/7)

4. 敷地内事故対策について

- 計画地の外周は、高さ1.2mのフェンスで囲います。また、防犯カメラも設置予定です。発電所の入口には、緊急時の連絡先を記載した看板を設置し、電氣的なトラブルが起きた際には、計画地に駆けつけ可能な電気主任技術者が対応できる体制作りを行います。

※別紙：保守・維持管理について

5. 景観について

- ゴルフ場は5kmほど山道を登った箇所にあります。観光客の方の目線になり、周辺の各道路やロープウェイ、山の上などから当社の所有地が目視可能かを確認しましたが、目視はできませんでした。
- 計画地の一部の樹木については、伐採させて頂く予定でありますが、伐採した樹木と同数の樹木を植林致します。コースに生えている芝はそのまま活かして空地を緑化します。
- 現在販売されている太陽光パネルは低反射素材が主流となっており、道路などのアスファルトよりも低い反射率となっております。

災害・環境対策について(4/7)

6. 水の汚染について

- 計画地では空地部分含め、除草剤等の薬剤使用は致しません。
- 経産省のガイドラインで各パネルメーカーに有害物質含有率を基準値内にすること、その結果を報告、周知することが義務付けられております。従って、パネルに含まれる有害物質がご心配されるような水質汚濁その他の問題を引き起こすことはないかと存じます。また、先般の説明会にて銅が含まれているというご心配を賜り、メーカーに問い合わせを行いました。銅を使用しているのは配線(ケーブル)に関わる部分のみで全体の構成内では微量であると言えます。また、塩化ビニル素材により露出しない状態となっておりますので、ご心配される火山灰等による化学反応は起きえません。噴石によるパネル破損のご指摘もございましたが、発電設備に含まれる有害物質が地質含め環境に影響を与えるのは、破損状態で数年~数十年放置されない限りは起こりえません。災害時には可能な限り迅速に対応させていただきますのでご安心ください。

※P24以降、協定書について、別紙：使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン、ガイドライン公開情報

災害・環境対策について(5/7)

7. 環境への影響について

太陽光発電は昼間の時間しか稼働せず、稼働中発生する音もパワーコンディショナーの稼働音のみです。弊社開発物件では住宅地の中に設置した事例(840kW)もありますが、設置後5年で騒音、反射、気温上昇その他のご指摘は受けたことがありません。また、気温上昇につき弊社所有の発電容量1250kW、パネル容量1461.2kWの自社保有発電所の気温上昇の調査を行いました。

結論としては太陽光発電設備設置による影響はほぼないと言えます。今回の計画と概ね同規模の弊社開発発電所でも付近の住民の方から気温上昇等の情報は入っておらず、かつ設置温度計でも大きな気温変動は起きておりません。

また、飛行場付近での太陽光発電設備設置の例が複数あること、その発電所にて発電事業者、航空業者との間でトラブルや設置の禁止等の処置が取られていないことから上昇気流による航空機等への影響は発生しないと考えます。(国内では長崎空港付近に30MWの太陽光発電設備、福島空港付近に1.2MWの太陽光発電設備の設置、運用がございます。)

災害・環境対策について(6/7)

※(株)日伸協力会社 三陽パワー第一発電所



福島空港敷地内1.2MW発電所



長崎空港敷地内30MW発電所



災害・環境対策について(7/7)

8. パネル廃棄に関して

故障や事業停止等で使用しなくなったパネル、鉄材等はその時々適切な法令を遵守して処理致します。また、可能な限りリサイクルを行います。

現在株式会社日伸の代表取締役である山下が取締役会長を務める、株式会社永輝商事でもリサイクルに取り組んでおります。

※別紙：太陽光パネル リサイクル・リユース

住民の方からのご懸念事項への質疑応答と見解(1/4)

先般の届出に基づく審議会にて、事業に反対されている方からの懸念事項の発言がありました。事業者側から見解、弁明などの機会がなかったこともあり、本資料にて回答させていただきます。

1. 木曾町の条例の「地域主導型」、「地域配慮型」どちらなのか。

→本件事業は「地域配慮型事業」として届出をさせて頂いております。極力、不透明感やご不安を払拭すべく、様々な資料をご用意、ご提案しております。ご説明した通りですが、災害対策や伐採樹木と同数の植樹、自主的な撤去費用の積立、事業廃止後の現状復帰など、地元の皆様の災害へのご懸念、森林を大切にされている気持ちへ十分に配慮していく所存です。

2. 木曾町がソーラー事業の適地となる恐れについて

→一つの事業を許すと他の事業者が参画してくるとのご意見を頂戴致しましたが、弊社としては木曾町の条例により、それぞれの事業が審議会、協議会の場で話し合われるものであり、事業を行う土地の状況や事業者の事業への考え方、地域への配慮の仕方は一定ではない為、一つの事業が認められたから、他の事業が認められるものではないと考えます。またその為の条例であり、説明会であると考えます。

住民の方からのご懸念事項への質疑応答と見解(2/4)

3. 調整池の雨量計算方法が違うのではないか。

→当該ゴルフ場は昨年のトンネルが使用できなくなる台風等でも問題なく排水機能を保っております。ただし、当該地にパネルを敷設した場合、パネルが敷設された面については雨水が浸透しない(実際には地面と接触しない為、浸透する)、水がまとまって流れる可能性がある為に、事業用地に手を加える部分について水が浸透しないという厳しい前提条件での設計を行っております。従って事業用地以外からの水の流入は、設備の設置有無に関わらず今まで通りの為、再計算は不要と考えます。

4. イヌワシ(天然記念物)がいる可能性がある点について

→説明会資料に記載させて頂いた通り、本件事業用地は一筆のみであり、地目、現状ともに雑種地です。我々も現地に何度も足を運んでおりますが、大型の鳥類は確認できておらず、別事業体のLOHAS様が短期的な環境アセスも実施されましたが、特段の問題はないと認識しております。ご説明通り伐採した樹木と同数の樹木を植樹すること(コースの間にある木を森林側にまとめる)から動植物の環境としては、現行より良くなると考えております。

住民の方からのご懸念事項への質疑応答と見解(3/4)

5. 地下水への影響について

→ご説明、後述の協定書でのお約束の通り、水質に影響を与えるような除草剤等の薬剤は使用致しません。また、設備が水への影響を与えないことも同様に説明させて頂きました。過去に土砂崩れなどの災害で他の太陽光発電所が被害を受けた際にも水質汚濁等の現象は起きておりません。

6. ゴルフ場の北を通る断層についての懸念

→本件事業では木の伐根は行わず、不陸整成と小堤工の築堤のみです。土地の形質を変更するような造成は発生致しません。また、設備についても杭打ちなどの施工のみであり、現状の地盤に大きな影響を与えるものではございません。従って設備設置によって地震による災害リスクが高まることはなく、活断層の有無と本件事業には関連性がないと考えます。

7. 御岳嵐が増える、強くなるというご指摘について

→気温への影響が軽微である点、木は伐根でなく、伐採であり、同数の植樹もする点をご説明した通りです。影響はないと考えます。

住民の方からのご懸念事項への質疑応答と見解(4/4)

8. 御岳山山頂からの景観について

→別紙資料にて「山頂からの景観」を載せておりますが視認はできません。さらに申し上げますと弊社事業予定地はゴルフ場コースの中で下側に存すること、高い位置にある樹木は伐採しない(ゴルフ場の土地であり、森林計画上の森林である)為に見えないと考えます。

※別紙：眺望影響報告書

9. 太陽光発電は地産地消であるべきとの見解について

→弊社設備は高圧である為、発電した電気は連系変電所までの区間でご使用いただくこととなります。使用されなかったものは変電所を経由して送られることとなりますが、基本的には地元で消費されることとなります。

10. 取材への対応について

→前回の説明会で取材を拒否したというお話がありました。三岳支所からの要望により合同開催をしており、LOHAS様側が主導していたことからお断りすることとなりましたが、現状弊社では自ら情報を共有させて頂いております。

協定書について(1/3)

本計画推進にあたり条例に則り地元協議会、町役場、事業者(弊社)で協定書を結ばせて頂きます。基本的な事項は町役場作成のドラフトになりますが、特約条項または別条項にて以下のお約束を致します。

- ①工事に辺り、伐採したコース内の木は敷地内にて処理または、法令に基づいた処理を行います。町役場へ燃料としての提供も相談させて頂きます。
- ②伐採する樹木は日照に影響のあるもの最低限度とし、伐採した樹木と同数・同種の樹木を所有地内に植樹、育成していくものとします。
- ③パネル、パワーコンディショナー等の発電設備を設置しない空地部分に関しては現状の芝を維持し、緑化を図るものとします。
- ④発電所内の草木について、その手入れ、草刈等を行う場合は除草剤を含む薬剤類を使用しないものとします。

協定書について(2/3)

- ⑤災害時の連絡体制表ならびに加入した災害保険情報を町役場に提出するものとし、災害時には迅速に復旧工事等の対応を行います。
- ⑥発電事業を継続せずに辞める場合、パネル等の太陽光発電設備一式を撤去し、現状復帰するものとします。
- ⑦前記⑥の撤去時や故障等による設備交換を行う場合、破損・故障した設備は敷地内に残置せず、修理日時点での各種法令、ガイドラインに沿って適切に処理すること、および可能な限りリサイクルすることを確約致します。
- ⑧発電所の発電事業期間中、現状回復に必要な費用として着工時に金1,000,000円也、発電開始後は毎年 金500,000円也の積立を行います。
※経産省ガイドラインを基に弊社発電設備の撤去費用を金10,000,000円也と試算しております。(積立額は20年間で金10,500,000円也となります。)

日伸グループとしての思い

最後になりますが、会社として、用地を取得し、様々な人を動かしております。従いまして町と協定を結べる結べないに関わらず、事業を取りやめるつもりございません。

我々の事業は説明会資料8Pの経産省設備認定の日付の通り、計画や設計は平成25年以前から、公的な認定を取得したのは平成26年3月と、条例の対象になる前となります。

期間が長い事業ということで、町の皆様と共生していきたいという思いから、新しくできた条例に沿って手続きを進めて参りましたが、審議、協議が再開されなければ、前述の条例に抵触する事業ではないという前提で着工させて頂く予定です。

仮に協定を結んで頂けなくても、本資料でご案内した事項は順守していくつもりではございますが、できれば協定を結び、事業を行ったのが日伸グループで良かったと思って頂ける施設にしたいと考えております。

本資料および事業についての質問、ご意見は10月末を目途に受付させていただきますので、ご意見などある方は次のページの問い合わせ先までご連絡ください。

何卒、事業へのご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

問い合わせ先

〒140-0014東京都品川区大井 1 - 2 5 - 1
日伸グループ 株式会社日伸・日中通商 株式会社
代表取締役 山下 健伸
(担当：伊藤、増田)
TEL：03-6429-2328
FAX：03-6429-2329
MAIL：info@nissin-j.co.jp

※案件担当者が不在なこともありますので、問い合わせはFAX、郵送、メールなどで頂けると助かります。(自治体名とお名前、連絡先を記載頂けると幸いです。)

※別途、お問合せフォームのPDFもダウンロードできます。このフォームをご利用下さい。